

社団法人生命保険協会からの事務当局によるヒアリング結果概要

日 時：平成23年6月16日午後3時から午後4時まで

場 所：法務省内会議室

参加者：一ノ瀬淳（第一生命保険株式会社調査部課長）

奥村匡輔（社団法人生命保険協会企画部企画グループ副調査役）

堅木正人（第一生命保険株式会社法務部次長）

竹内章二（第一生命保険株式会社調査部次長）

（五十音順・敬称略）

（事務当局側参加者につき省略）

以下の資料（別添）に基づき説明が行われた。

社団法人生命保険協会「民法（債権関係）の改正について」

以 上

民法（債権関係）の改正について

平成23年6月16日
社団法人生命保険協会

1.はじめに（総論）

○生命保険は広く社会一般に普及

- 生命保険は、万一の場合の保障、病気やケガ、介護、老後への備えなど、お客さまとそのご家族を支える大切な生活保障を提供するものである。
- わが国では、約90%もの世帯が何らかの生命保険に加入しているなど、広く社会一般に普及しており(※1)、生命保険会社が平成21年度にお支払いした保険金・給付金・年金等は約25.4兆円、保有契約は約1.9億件にのぼる。(※2)

(※1) 出所: 生命保険文化センター「平成21年度生命保険に関する全国実態調査」

(※2) 出所: 生命保険協会「生命保険事業概況」

○民法は生命保険が前提とする基本的な法律関係を規律

- お客さまと保険者(生命保険会社)との間の保険取引は、生命保険契約によって行われる。
- 生命保険契約には、保険法が適用されるが(※3)、保険法に規定されている事項以外の事項については、民法その他の法律の規定が適用される。
- 生命保険会社等の監督法である保険業法においては、保険契約者の保護等の観点から、クーリング・オフや所属保険会社等の賠償責任に関する規律などの私法的効力を有する規定、重要事項説明等の行為規制や、体制整備に関する規定等が置かれている。

(※3) 保険法 第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

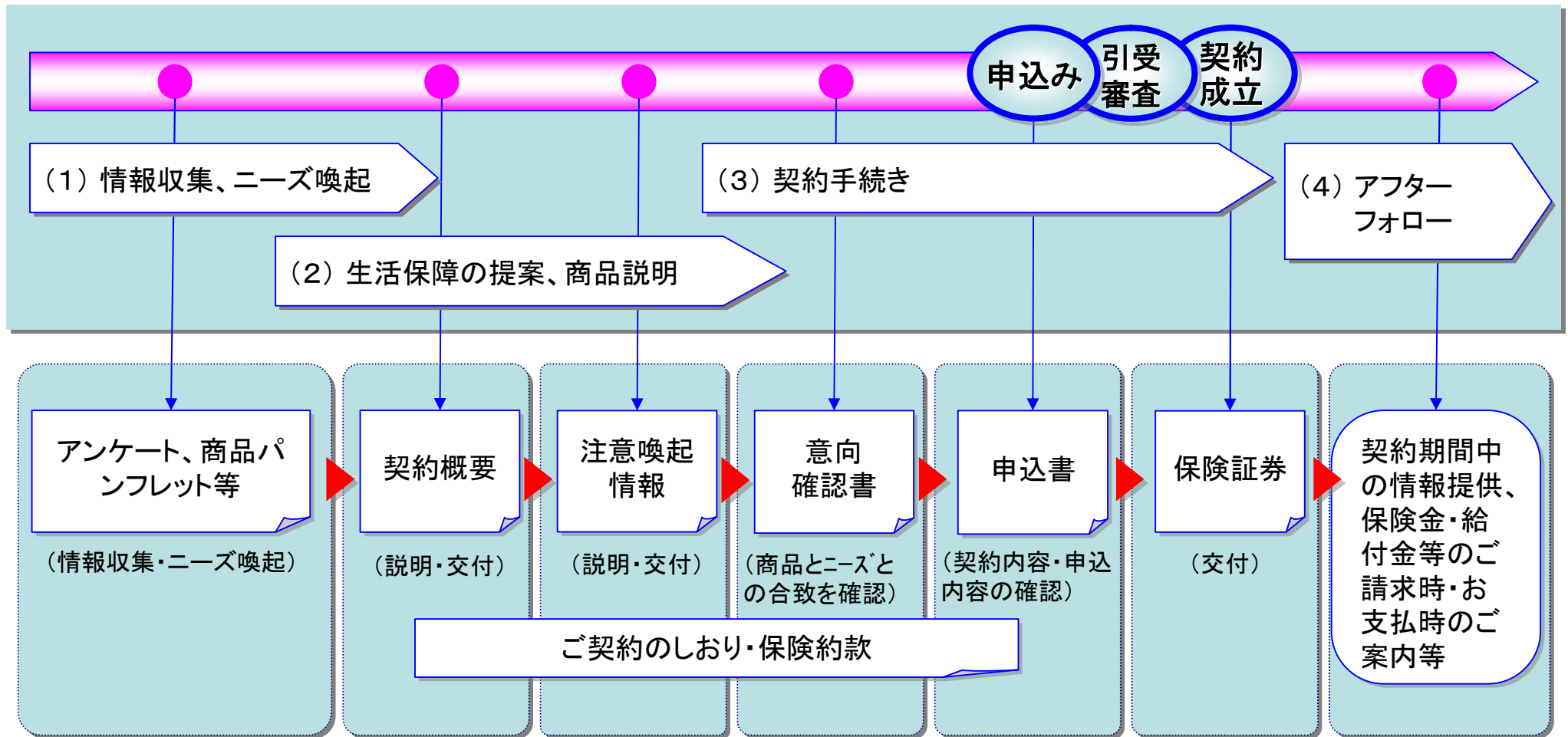
○生命保険の主な特徴

● 一般に、契約期間が長期にわたる	生命保険は、一般に長期の契約となり、保険契約者と保険者との権利・義務関係について、長いもので数十年にわたり安定的に規律することが必要である。
● 保険技術に基づく契約内容が不可欠	生命保険は、個々の保険契約者が抱える同質のリスクを集積し、それを多数の保険契約者の間で分散する仕組みであることから、収支相等原則や給付反対給付均等原則等の保険技術に基づく契約内容が不可欠である。 -収支相等原則・・・保険契約者が支払う保険料の総和と保険者の保険給付の総和が等しくなるように運営する原則 -給付反対給付均等原則・・・個々の保険契約者が支払う保険料は、当該保険契約者のリスクの程度によって決定されるという原則
● 保険約款を使用	生命保険会社は、大量の取引を適切かつ合理的・効率的に行うという観点に加え、同一の契約内容(主に支払事由・支払制限事由)を個々の保険契約に等しく適用するために、保険約款を使用する。
● その他	保険の引受にあたっての危険選択(被保険者の健康状態によっては保険を引受できない)、不正請求などのモラル・リスクを誘発する可能性等。

○意見（総論）

- 民法は生命保険が前提とする基本的な法律関係を規律している法律であることから、当協会としては、民法（債権関係）の規定の見直しの動向について、大いに関心を寄せるところである。
- 民法（債権関係）の規定の見直しにより、以下の実現を期待する。
 - － 民法が社会・経済の変化に対応し、国民一般に分かりやすいものとなること
 - － 保険契約者等の保護が一層進展し、生命保険事業が健全かつ適切に発展を遂げること
- 民法（債権関係）の規定の見直しにあたっては、現在、契約の趣旨や保険の特性を考慮して適切かつ合理的に行われている実務に支障が生じ、お客さまにご迷惑がかからないよう、適切かつ具体的な要件が定められるとともに、実務への影響について十分な検証が行われることを期待する。

2. 生命保険契約の締結過程における保険会社実務（イメージ）



※保険契約の契約条項のうち、お客さまに特に説明すべき重要な事項を整理・明確化し、

－「契約概要」(＝お客さまが保険商品の内容を理解するために必要な情報)

－「注意喚起情報」(＝お客さまに対して注意喚起すべき情報)

とに分類した上で、お客さまにこれらの書面等を説明・交付(平成18年に導入)

※クーリング・オフの制度がある。

3. 契約締結過程における情報提供・表示等に関する規律について

○意見

- 契約締結過程においては、契約内容に係る重要な情報が適時適切に相手方に提供されることが最も重要であると考えられることから、契約締結過程における情報提供・表示等に関する規律の検討にあたっては、規定内容を明確に定める方向で検討いただきたい。
- 情報量・情報処理能力の格差という観点だけではなく、契約の趣旨や保険の特性を考慮した適切かつ合理的な対応が許容されうる規定となるよう慎重に検討いただきたい。

補足①

保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方にかかる近年の制度改正

金融庁・保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」(平成17年7月)

■保険商品の多様化・複雑化や説明すべき事項の増加等の理由から、消費者に提供される情報量が過大となっていることにより、かえって消費者の理解が妨げられている。

■各保険会社の提供する情報がまちまちとなっていることにより、消費者の保険商品に対する理解に濃淡が生じるおそれがあるとともに、消費者が複数の会社の商品を比較考量することを困難にしている。



■以下のような施策が有効。

一般的な消費者であれば理解しようとする意欲を失わない程度の情報量に限定した重要事項を定めること、商品分野ごとに最低限の重要事項を明確化すること。

■左記を受け、「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、「契約概要」、「注意喚起情報」が導入された(平成18年4月)。



■契約内容についてのお客さまの理解を高め、お客さまが自らのニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入することが可能に。

補足②

■説明義務・情報提供義務については、その内容が拡大したり外延が不明確となった場合には、お客さまに提供される情報量が過大となり、かえってお客さまの理解が妨げられるおそれがある。また、事業者間取引においては、取引相手方の専門的知識等から、必ずしも情報提供・説明を必要としない場合が想定される。



■説明義務・情報提供義務の対象となる事項について、その範囲が拡大したり、不明確となることで、相手方に提供される情報量が過大とならないよう、また、当該契約の趣旨や商品等の特性を踏まえた合理的な対応が許容されるよう(例えば、事業者間取引を一律に規律の対象とはしない)、慎重に検討いただきたい。

■「意思表示に関する規定の拡充」については、取消とされる範囲が拡大したり曖昧となることで、お客さまに提供される情報が過大とならないよう、慎重に検討いただきたい。

(例)・「重要事項」を定義し対象範囲の限定・明確化を図る。

・不利益事実の不告知につき、先行行為との関係性等の明確化や、表意者の故意を要件とする。

4. 約款の定義・組入要件に関する規律について

○意見

- 約款の定義・組入要件に関する規律の検討にあたっては、取引の円滑のほか、お客さまの声や社会環境の変化等に応じた実務上の創意工夫に対応しうる柔軟でバランスの取れた規定となるよう慎重に検討いただきたい。

補足

- 生命保険約款の交付は、お客さま利便の向上や環境配慮・CSRの観点から、冊子とCD-ROMのいずれか、または冊子とインターネットによる提供のいずれかを契約の相手方を選択いただく取扱いとする実務も存在する。なお、生命保険約款をインターネットで公開している生命保険会社もある。
 - 生命保険約款は、保険業法の規定により保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること等を要するとともに、保険法の規定により、(片面的)強行規定に反して保険契約者等に不利な契約内容は無効とされる。
 - 保険業法や保険法による規制など制度的な手当てがあることを前提として、契約の相手方は、約款の事前開示を不要とすることで、約款の事前開示に係る手間ひまを回避したり、取引の迅速性を確保する等の便益を享受することを希望することも考えられる。
- 
- 原則として約款の事前開示が必要であることを規定する場合には、お客さまの声や社会環境の変化等に応じた実務上の創意工夫が可能となるよう、柔軟でバランスの取れた規定となるよう、慎重に検討いただきたい。
-
- 約款の定義規定の導入にあたっては、その要件を明確にするとともに、事業者間の取引においては取引の円滑・迅速性がより強く要請されることに鑑み、事業者間の契約書雛型等、現在の契約実務において約款としての規律の対象となることが想定されていないものは約款に含まれないものとする方向で慎重に検討いただきたい。

5. 不当条項を規制する規律について

○意見

- 現代社会には多様な契約類型が存在するところ、保険契約においては契約当事者だけでなく他の契約者等の利害関係にも影響を与えることが懸念されることから、不当条項を規制する規律の検討にあたっては、各契約の趣旨や商品等の特性を考慮した適切かつ合理的な対応が許容されうる規定となるよう慎重に検討いただきたい。

補足①

- 民法（債権関係）部会資料においては、グレーリストの例示として、例えば、相手方の一定の作為又は不作為があった場合に意思表示を擬制する条項が示されているところ、生命保険契約においては、保険契約者から、保険期間満了日前の一定期間前までに契約を更新しない旨の申出が無い場合には、自動的に契約を更新する取扱がある。
 - これにより保険契約者は、更新手続きに要する手間が不要となり、また、更新手続きの失念・遅延等により保障を突然失うといった事態を防止することができる等、保険契約者等の利便性に資する面がある（なお、実務上は、更新到来の数ヶ月前には案内を送付し、更新後の保険契約の内容について保険契約者のご希望を伺った上で更新を行う等、保険契約者の利益に配慮した取扱いを行っている）。
- 
- 不当条項に関するブラックリスト、グレーリストを作成するにあたっては、形式的・抽象的な規定内容とせず、また、不当性を判断するに当たって考慮すべき要素を明示し、事業活動や商品の特性等の実態を踏まえた総合的判断を行うことが可能となるよう、慎重に検討いただきたい。
 - 特に、ブラックリストについては、契約条項の無効を確定するものであることから、その要件については、より慎重に検討いただきたい。

補足②

■特定の条項の一部が無効となる場合において、当該条項の全部が無効とするかどうかについては、不当条項規制の対象範囲(契約の中心部分に関する契約条項を除外するか)とも密接に関連する論点であり、契約の趣旨や保険の特性を考慮した適切かつ合理的な対応が許容されうよう、慎重に検討いただきたい。